



今回は、中小企業の節税策としてものすごく有名な経営セーフティ共済ですが、うまく活用されていないケースを散見したのでお薦めの使い方についてまとめました。その他、この4月から制度が変わった2つの制度について、軽く紹介します(^-^)。特に中小企業経営強化税制は使い方を間違えると期限が間に合わなくなることになりかねません！

<今回の内容>

1. 経営セーフティ共済を知っていますか？ P.1
2. 中小企業経営強化税制 P.2
3. この4月から手続きが簡略化されます P.4

平成29年5月1日発行

第 27号

新年度スタートです(^-^)！

経営セーフティ共済を知っていますか？

EMP通信 発行者:EMP税務会計事務所・EMP行政書士事務所

経営セーフティ共済を知っていますか？

■ 先月、経営セーフティ共済について多くの問い合わせがありました。多くの人は知っていて、少しずつ積立している制度ですが、まだまだ本来の使い方としてしか活用できていない方が多いように感じました。そこで、一度経営セーフティ共済について、しっかりまとめてみました。

■ 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)とは、取引先の倒産の影響を受けて中小企業が連鎖倒産や経営難になってしまうことを防止するための共済制度です。

1年以上継続して事業を行っている中小企業者で、加入要件を満たしていれば(詳しくは中小機構のホームページをご覧ください)加入することができます。

そして毎月あらかじめ定めた掛金を積み立てておくことで、取引先の倒産で債権を回収することが難しくなった場合には共済金の貸付けが受けられたり、また、取引先が倒産していなくても、解約手当金の範囲内であれば一時的に事業資金の貸付けを受けることができる制度です。

このように、経営セーフティ共済は連鎖倒産を防ぐためにも有効ですが、それだけでなく、実は、節税効果もとっても期待できる制度なんです！

そこで今回は、経営セーフティ共済を使った節税方法について説明していきたいと思えます(^-^).

■ 経営セーフティ共済を使った節税方法

① 月々の掛金は5,000円から20万円の範囲内で選択できて、最大で800万円になるまで積み立てすることが可能です。

この積み立てた掛金は、確定申告書に所定の明細書を添付することで、積み立てた期の経費にすることができます。

② いつでも解約することができ、1年以上掛金を積み立てている場合には、納付した月数に応じて解約手当金が支払われますが、40ヶ月以上積み立てている場合だと、積み立てた掛金の「全額」が解約手当金として返ってきます。



要は、契約して40ヶ月以上積み立てていたなら、解約すると全額返ってきます。

経営セーフティ共済の、連鎖倒産を防ぐというメリットを享受するだけでなく、積み立て貯金のような感覚でも利用することができますね(^-^)

③ 月々に積み立てた掛金だけでなく、1年以内の前納掛金(所定の手続きが必要です)も積み立てた期の経費にすることが可能です！

さらに、前納することで前納減額金が発生する場合もあるので、余裕があるときは前納しておいてもいいかもしれません。

前納分についても月々の掛金は最大で20万円積み立てることができるので、前納分だけでも最大240万円まで経費を作れることとなります。と言う事は、毎月納付分も含めると、1年間で最大460万円積み立てることができます(20万円×11ヶ月+240万円)

■ 経営セーフティ共済で積み立てていると、「月々の掛金の金額は把握しているけれども、いったい今までトータルでいくら積み立てたんだっけ？」と思われる方も少なくないと思います(^-^)

今までいくら積み立てているかを知ることは、実は意外に重要なんです。なぜなら、上でも説明したとおり、積立金の額は最大800万円までと決められているからです。

もしも12月決算の事業者が毎年11月に240万円前納している場合を想定してみてください(決算直前になって加入することが多いので、直前に12月前納するのはよくあるケースです)。年間で240万円ずつ積立金が貯まっていますますが、4年目の最終年度は80万円しか積み立てることができません。それをすっかり忘れていたらどうでしょう？

今まで毎年240万円ずつ経費にできていたものが、最終年度には3分の1である80万円しか経費にできなくなってしまいますよね。しかも、それに気付くのが決算間近の11月になります。

あらかじめ「今年は積み立ての最終年度だから、経費は80万円になるな。」と思って動くのと、今年も240万円経費にできるとすっかり思い込んでいて、いざ決算になって慌てるのでは、余裕をもって対処方法が考えられるだけでも前者にメリットがあると考えます。

■ 個人の場合は、残念ながら「積み立てた金額を忘れないようにして、経費として費用処理する」しかないのですが、法人の場合にオススメしたいのが、「積立金を経費ではなく、資産として計上する方法」です。

資産計上する方法だと、今までトータルでいくら積み立てているのかが一目でわかります。ということは、あとどのくらい積み立てられるのかを常に把握できるし、何より、資産計上することによって純粋に資産が増えます。

ところで、積み立てた金額を経費にできること自体はうれしいことですが、そうなると、単純に利益が減ってしまうこととなりますよね。

利益が減ってしまうと、税金はもちろん安くなりますが、いざ融資を受けたいと思ったとき、金融機関は利益の数字も当然チェックするので、もしかしたら希望通りの融資を受けることができなくなる可能性があるかもしれません。

しかし、積立金を資産計上する方法はここでもメリットを發揮します(*^*)v

積立金として資産計上しておく、積み立てた金額を会計上しっかり資産にすることができ、しかも税金の計算上経費にできる(別表十(六)を添付することで損金に算入できる)ため、ただ費用処理をすることと比べて、利益に影響せずに節税を図ることができます！

利益を減らすことなく費用処理をしたときと同じ節税の効果があって、かつ、資産計上することによるメリットを考えると、単純に費用処理をして終わってしまうよりも、法人であれば、こちらの方法はとってオススメです(^-^)

中小企業経営強化税制

■ いきなり難しい名前前の制度ですが、実は製造業など一部の業種の経営者の方にはなじみのある制度です。

この制度が、今年の4月から名前を変えて、ほんの少しだけ制度が変わりました。

この制度については、平成29年1月号の税制改正大綱をざっくり概説したニュースレターで軽く触れてはいますが、見落としていてしっかり理解されてない方もいらっしゃるかもしれません。

そこで、改めてその内容と、これまでとの変更点について

解説したいと思います。

■ これまで、中小企業が機械装置やソフトウェア等を購入した場合、取得価額の全額が損金になる制度(即時償却)がありました。また、即時償却に代え、税額控除の制度を選択することも可能でした。

即時償却ってどういう意味や?!という人のために念のために説明しておく、法人が30万円以上の資産を購入した場合、その買った年に全額を経費にすることができず、数年にわたって分割して経費にしなければなりません。

例えば、新車で100万円の乗用車を期首に購入したときは、一年目は33.4万円しか経費にならず、残りを5年間で経費にすることになります。

ということは、100万円ほど利益が出るので、節税を目的として新車の100万円の乗用車を買うことを想像して下さい。実際に100万円支払ったとしても、実際は33.4万円しか経費にならないので、利益が出て税金を払わなければならなくなります。

この、分割して一部を経費にする考え方のことを減価償却と言います。

しかし、一定の条件の資産を購入した場合、資産の購入金額が30万円以上であっても、その全額を経費にすることができる中小企業投資促進税制という制度がありました。と言う事は、1,000万円利益が出るので節税を検討しようとする製造業の法人が、1,000万円の機械を購入して、全額経費として計上すると利益が0円になるので、かなりの節税効果がありますね!

生産性の向上に役立つ設備で、160万円以上の機械・装置などを購入した場合に適用できる税制です。

この「生産性の向上に役立つ設備」であることを証明するために、「工業会等の証明書」または、「経済産業省の『設備投資計画の確認』」が必要となります。



そして、今回の中小企業投資促進税制では、これに加えて、「経営力向上計画」が必要になったことです。

この「経営力向上計画」が期末までに認定されないと、「中小企業経営強化税制」を適用することができません。

ここは「本当に注意」をしなければならず、「期末までに間に合わなかった…」ということが無いようにしなければなりません。

この経営力向上計画ですが、固定資産を取得する前までに経済産業局、厚生労働省などに提出することが原則になっています。

具体的には、下記の選択適用となります。

- 固定資産の取得価額の全額を即時償却
- 「取得価額×7%(資本金が3,000万円以下の法人等の場合は10%)」を税額控除

また、固定資産の取得価額は下記となっています。

- 機械装置:160万円～
- ソフトウェア:70万円～
- 器具備品:30万円～
- 建物附属設備:60万円～
- ソフトウェア:70万円～

器具備品、建物附属設備については、具体例が「中小・小規模事業者の『攻めの投資』を支援する税制措置について」と言う資料に挙がっていますので、詳細はネットでこのタイトルで検索してみてください。

- 器具備品:冷蔵陳列棚、ルームエアコン、サーバー、業務用冷蔵庫、介護浴槽、ブレーキ・スピードテスター、介護用アシストスーツ、理美容機器、三次元座標測定機(測定機器)
- 建物附属設備:エレベーター、空調設備、高圧受電設備

<大まかな流れ>

(1)工業会証明書(A類型・固定資産税の特例)若しくは経産局の確認書(B類型)を取得

↓

(2)中小企業等経営強化法の認定を受ける

↓

(3)設備の取得

(2)に関しては、提出後認定までに約1ヶ月近くかかりますので、例えば3月決算の法人が中小企業経営強化税制の規定の適用を受けようとする、この認定までにかかる期間を意識しないと3月中に設備を取得することができず、節税を図ることができないことにもなりかねません。

なお、経営力向上計画は、私たちの様な認定経営革新等支援機関のサポートを受けることができますので、是非お問い合わせ下さい(^-^)

この4月から手続きが簡略化されます

■ この4月1日より、税務署への届出が一部簡素化されました。弊社と契約しているクライアントは基本的にはこちらで届出を提出するので、意識することも少ないかもしれませんが、よく使う手続きですのでお知らせします(^-^)

(1)法人の開設届の添付資料の簡略化

法人の登記が終わったら、税務署へは「法人設立届書」と言う書類を提出しなければなりません。その届出書には、いくつかの書類を添付する必要がありますが、例えば登記簿謄本(履歴事項全部証明書)を法務局で取得して、それを郵送する必要がありました(ちなみに、道府県税事務所や市役所はFAXで対応してくれます)。その添付が不要になりました！税務署へはいつも登記簿謄本のコピーではなく、原本を送る必要があったので、お金がかかっていたのですが、これで登記簿謄本を取得する費用がなくなりますね！これは、マイナンバーの制度が整って、活用されつつある影響なのだと勝手に想像しています。なんとと言っても法人番号(法人のマイナンバー)は国税庁が管理してるので、法人の情報は基本的には税務署で把握できてはいるはずなんですよね。いずれにしても、手続きが簡単になったり、費用がかからなくなるのはいいことです(^-^)

(2)個人や法人が引っ越しや本店移転などで異動があった場合、例えば法人であれば「異動届出書」と言う書類を提出する必要がありました。この書類は、所轄税務署が変わった場合、変更前と変更後の両方の税務署に送

る必要がありました。例えば、大阪市北区にある法人が、大阪市西区に移転した場合、北税務署と西税務署に送る必要があったんです。個人的には「税務署同士つながってるはずやねんから、やりとりしてくれたいいやん！」と常々思っていたんですが、4月1日からは変更前の税務署にだけ送れば良くなります。つまり、さっきの例で言うと、北税務署にだけ送れば良いことになります。

これも慣れていない人には、どこに送ったらいいのか(もつとと言うと異動届出書の書き方も)戸惑うことが多い書類なんですけど、これで多少は楽になります(^-^)

個人的には、郵送ではなくFAXでも対応していただきたいところですが、税務署側の事情も理解できますので、今はe-Taxで附属書類もPDFで送信できるようになりましたし、少しずつ便利にはなっているということ！後は、e-Taxを24時間365日対応できるようになるとありがたいです(確定申告シーズンは24時間受け付けてくれるってことは、システム的には可能なはず)！

<参考>

法人設立届出書等について、手続きが簡素化されました | お知らせ | 国税庁

<https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h29/kansoka/index.htm>



税務会計 事務所
行政書士

〒530-0047 大阪市北区西天満5-6-10

富田町パークビル207号

TEL: 06-6316-3755・FAX: 06-6316-3756

MAIL: info@office-emp.com

Web: http://www.office-emp.com

[取扱業務]

- 事業計画、キャッシュフローコンサルティング
- 税務顧問・税務調査対策
- 法人設立
- 各種セミナー
- ITコンサルティング、HP作成、SEO対策など

